

仕 様 書

- 1 件名
鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払い
- 2 品名及び個数
別紙1のとおり。
ただし、災害用備蓄食料品（以下「当該食料」という。）の保管に鑑み、契約締結までの間に災害等の発生等により当該食料を消費した場合には、上記記載の数量を引き渡せない場合があることを了承すること。
- 3 保管場所及び引渡場所
鹿児島市山下町13番10号
鹿児島地方法務局3階会計課
- 4 引渡期間
代金納入後から令和7年1月10日まで
- 5 契約に関する事項
 - (1) 売払人は、契約日の前日までに買受人に引渡される数量を確定の上、通知する。
 - (2) 契約金額は、提出された見積書の1箱6缶当たりの単価に、契約日以降に引き渡される数量を乗じて得た額とする。
- 6 売払代金の納入
契約締結後、鹿児島地方法務局歳入徴収官が発行する納入告知書により、買受人が売買代金を納入する。
- 7 引渡し
 - (1) 売払人が売買代金の納入を確認した後、買受人は引渡期間中に当該食料を引取ること。
 - (2) 当該食料の引取りは、買受人自らが用意した搬出用車両に積み込み、搬出を行うものとする。
- 8 当該食料の搬出作業
 - (1) 搬出作業の日程については、事前に担当者と調整を行うこと。
 - (2) 買受人は当該食料の搬出に際し、諸法令を遵守して作業の円滑な進展を図ること。

- (3) 搬出に伴う責任と費用は、一切、買受人の負担とする。
- (4) 搬出により買受人自ら公共物等を破損させた場合は、買受人の責任で措置を講ずること。
- (5) 搬出作業に当たっては、近隣の施設、通行人に十分な注意を払い、事故等が発生しないよう周辺環境に十分配慮し実施すること。保管場所の付帯設備等は、破損することがないように注意し、搬出作業により取外し等をした場合は、搬出作業の完了後、原状回復を行うこと。

なお、破損した場合は買受人の責任において修復すること。

- (6) 運搬車両の運行に当たっては、事故防止に努めるとともに、一般交通に支障を来さないよう十分注意すること。
- (7) 搬出作業における敷地内での不慮の事故及び防犯対策については、買受人が責任を負うものとする。

9 引渡時の確認等

買受人は、当該食料の引渡しを受けようとするときは、売払人の立会確認を受けるものとする。

また、買受人は、引渡後に別紙2の「受領書」を提出すること。

10 当該食料の品質及び安全性の確保等に関する遵守事項

買受人は、当該食料の品質及び安全性の確保等のため、以下の事項について承諾の上、これを遵守すること。

(1) 当該食料の品質及び安全性の確保のための措置

ア 買受人は、当該食料を自らが消費し、加工し、調理し又は譲渡（有償で販売する場合又は寄附等により無償で譲渡する場合をいう。以下同じ。）する目的で買い受けるものとする。

イ アの譲渡は、一般消費者への譲渡のほか、食品の加工若しくは調理を営む者又は学校、病院その他の施設において食品を供与する者に対する譲渡に限るものとする。

ウ 買受人は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守し、当該食料の品質及び安全性が確保されるよう適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

また、当該食料が腐敗等により人の健康を損なうおそれがある場合は、買受人の責任において廃棄処分するものとする。

(2) 当該食料の取扱いに関する情報の記録及び保存並びに記録の提出

買受人は、当該食料の取扱いに関する情報（自らが消費、加工、調理、一般消費者への譲渡又は廃棄処分をした場合はその内容、時期及び数量をいい、加工、調理、食品の供与をする者へ譲渡した場合は譲渡先の名称、

譲渡年月日及び譲渡数量をいう。)を記録するとともに、最後に当該食料の取扱いがあった日から起算して1年が経過する日までの間、これを保存するものとする。

また、売払人からの要請がある場合には、売払人に対し、当該記録を提出するものとする。

(3) 責任の所在

ア 当該食料の引渡後は、買受人の責任において当該食料の品質管理を行うものとする。

イ 当該食料の引渡後の事故の責任は、一切、売払人に関わらないものとする。

(4) 秘密の保持

買受人は、当該食料の売払に関して知り得た売払人側の情報を売払人の承諾なしに、第三者に公表又は漏えいしてはならない。

11 その他

この仕様書に定めていない事項又はこの仕様書の解釈に疑義の生じた事項については、売払人と買受人において信義誠実のもとに協議の上決定するものとする。